

1. 件名

三菱原子燃料（株）における加工事業変更許可等に関する面談

2. 日時

令和5年11月17日（金） 13時30分～14時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、青木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他3名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、資料に基づき、以下の事項について相談があった。

- ・ シリンダ洗浄残渣の搬出等の事業許可に基づく実施の可否について
- ・ 転換工場のダストチャンバの更新に係る設工認申請の要否について

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・ 核燃料物質を含むシリンダ洗浄残渣の処理については、本日の説明では、相談内容が事業許可を受けた範囲に含まれるのか不明確であるので、事業許可を受けた内容を適確に整理し、今回の作業が許可を受けた範囲に該当するのか等を説明すること。
- ・ ダストチャンバの更新については、更新するダストチャンバに関連する設備（接続されている別の設備・機器、取り付けられている配管等）への影響について説明すること。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料1：MSR-23-021 シリンダ洗浄残渣の出荷（及び移動）について

資料2：MSR-23-022 ダストチャンバの設工認申請について

以上